日本年金機構
Japan Pension Service

平成26年度「ねんきん定期便」（老齢年金受給者）
平成26年4月～

「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、毎年、国民の皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報をお送りするものです。

「ねんきんネット」で、「ねんきん定期便」の郵送を不要とご登録いただいた方であっても、節目年齢（35歳、45歳、59歳）の方には「ねんきん定期便」をお送りしています。

お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、同封の「年金加入記録 回答票」にてご回答ください（「もれ」や「誤り」がない場合は、ご回答いただく必要はありません）。

この「ねんきん定期便」は、平成　　年　　月　　日時点の年金加入記録に基づき作成しています。

同封物

- ○ねんきん定期便
  - 「これまでの年金加入期間」です。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ－１ページ
  - これまでの『年金加入履歴』です。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ－３ページ
  - これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況です。・・・・・・・・・・Ｃ－５厚ページ
    （厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封しています。）
  - これまでの国民年金保険料の納付状況です。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ－５国ページ
    （国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。）
- ○「ねんきん定期便」パンフレット
- ○年金加入記録回答票、返信用封筒

お客様の照会番号	

（お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。）

◆◇　「ねんきんネット」でお客様の年金見込額が試算できます！ ◇◆

インターネットサービス「ねんきんネット」では、お客様のすべての加入期間の年金記録が確認できます。また、今後の年金制度への加入予定などを入力し年金見込額を試算できます。
下記の「アクセスキー」を使えば、わずか**5分で登録**が完了します。ぜひご登録ください。

あなたの年金をカンタン確認
ねんきんネット
http://www.nenkin.go.jp/n_net/

お客様のアクセスキー	

（有効期限：本状到着後３カ月）　**「ねんきんネット」のお申込み手順は裏面をご覧ください。**

※すでに「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方にも、アクセスキーが記載されていますが、改めてのご登録は不要です。
※「ねんきん定期便」には、上記「アクセスキー」を含め個人情報が記載されていますので、大切に保管してください。

2010***************Z

◆◇　ご利用登録のお手続きはとっても簡単！ ◇◆

「ねんきんネット」お申込み手順

①日本年金機構ホームページ

②「ねんきんネット」トップページ

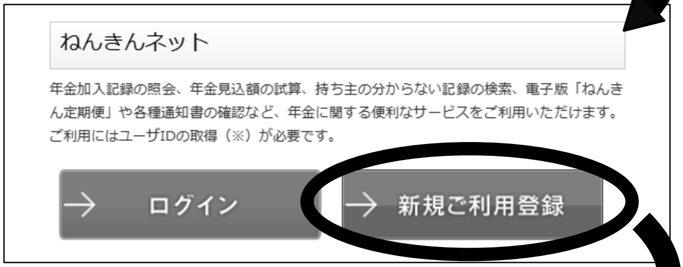

③ねんきんネット（申請用トップページ）

①日本年金機構（http://www.nenkin.go.jp/）のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックしてください。

②「ねんきんネット」トップページが表示されますので、**「新規ご利用登録」**ボタンをクリックしてください。

③「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**「ご利用登録（アクセスキーをお持ちの方）」**ボタンをクリックしてください。

④本紙の表面に記載されている**「アクセスキー」**（※１）と必要な情報（基礎年金番号（※２）、氏名等）を入力してください。

（※１）即時にユーザＩＤが発行できる「アクセスキー」の**有効期限は本状到着後、３カ月**です。お早目のご利用登録をお願いします。期限後も、ホームページでご利用登録が可能です。ただし、ユーザＩＤの発行（郵送）に５日間程度かかります。

（※２）「ねんきん定期便」には、「ねんきんネット」のご利用登録のための「アクセスキー」を同封していることから、第三者のなりすましによる利用登録などを防止するため、基礎年金番号を記載していません。

「基礎年金番号」は、次の書類などに記載されています。
- 年金手帳
- 年金証書
- 基礎年金番号通知書
- 年金振込通知書
- 国民年金保険料の納付書

「基礎年金番号」がわからない場合は、
- 会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署などにお尋ねください。
- 「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」にお電話ください。
（後日、基礎年金番号が記載された書類を郵送します。）

携帯電話・スマートフォンからのご利用登録

バーコード読取機能付き携帯電話をお持ちの場合は、下のバーコードをご利用いただけます。
https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile

二次元コード

※ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でユーザＩＤの発行が可能です（ただし、年金情報はパソコンでご確認ください）。
※お申込み時の通信料は、お客様のご負担になりますので、ご注意ください。

バーコード読取アプリがインストールされているスマートフォンをお持ちの場合は、下のバーコードをご利用いただけます。
https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp_neko/Z06_SP/W_Z0602_SPSCR.do

二次元コード

※二次元コードの読取りには、専用のアプリが必要です。
※お申込み時の通信料は、お客様のご負担になりますので、ご注意ください。

「年金個人情報提供サービス」をご利用の方へ
ユーザＩＤ切り替えのお願い

「ねんきんネット」トップページの「ログイン」ボタンをクリックして、「年金個人情報提供サービス」のユーザＩＤとお客様設定パスワードでログインしていただくと、「ねんきんネット」用の新ユーザＩＤが発行されます。
※古いユーザＩＤは使用できなくなりますので、ご注意ください。

「ねんきん定期便」・「ねんきんネット」に関するお問い合わせは
『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』へ！

ナビダイヤル® **0570-058-555**
※050から始まる電話でおかけになる場合は、
03-6700-1144 へお電話ください。

【受付時間】月～金曜日：午前９時～午後７時まで
第２土曜日：午前９時～午後５時まで
※祝日、１２月２９日～１月３日は、ご利用いただけません。

ねんきん定期便

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505　東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

照会番号	

（お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。）

この「ねんきん定期便」は、
平成　　年　　月　　日時点の
年金加入記録に基づき作成しています。

「これまでの年金加入期間」です。
※このお知らせの見方は、パンフレットの２～３ページをご覧ください。

１．これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間　合計（未納月数を除く）
第１号被保険者（未納月数を除く）	第３号被保険者	国民年金　計（未納月数を除く）			
月	月	月	月	月	月

（参考）これまでの保険料納付額

（１）国民年金（第１号被保険者期間の保険料納付額）	円
（２）厚生年金保険（厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額）	円
これまでの保険料納付額【（１）＋（２）】	円

表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。
※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。
※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方には、お一人おひとりの年金加入記録に関する情報を音声で聞くことができます。

2010***************Z

◆◇ ぜひ、「ねんきんネット」をご利用ください！ ◇◆

●いつでも最新の年金加入記録が確認できます。

・年金に加入していない期間や保険料を納付していない期間、標準報酬月額の大きな変動など、ご確認いただきたい年金記録をわかりやすく表示しています。

・また、持ち主のわからない年金記録を氏名や生年月日などで検索できます。

「年金記録照会」画面イメージ

●ライフプランに合わせて年金見込額を試算できます。

・このまま働き続けた場合や退職した場合など、今後のライフプランに合わせて年金見込額を試算できます。

・すでに年金を受給している方でも、年金見込額を試算できます。

※ ７０歳以上の方や老齢厚生年金を繰上げ受給している方は利用できません。

「年金見込額試算」画面イメージ

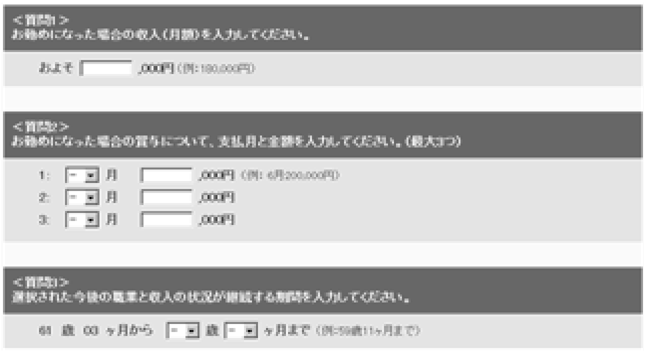

●電子版「ねんきん定期便」をご利用ください。

・「ねんきんネット」では、平成２４年４月から、いつでも最新の、全ての期間の年金加入記録をご自宅のパソコンなどで確認できる**電子版「ねんきん定期便」**のサービスを開始しています。

・日本年金機構では、「ねんきん定期便」の郵送費用などのコスト削減や地球環境保全への取り組みとして、「ねんきん定期便」の郵送に代えて、**電子版「ねんきん定期便」**のご利用を推奨しています。

・この取り組みにご協力いただける場合は、「ねんきんネット」にご利用登録（ログイン）の上、「ねんきん定期便」の郵送希望の登録で「希望しない」を選択してください。

これまでの『年金加入履歴』です。

表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
（裏面の解説もご覧ください。）

この「ねんきん定期便」は、平成　　年　　月　　日時点の年金加入記録に基づき作成しています。

表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。
※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。
※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数

※このお知らせの見方は、パンフレットの４～５ページをご覧ください。

⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計（未納月数を除く）
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	４分の３免除月数	４分の１免除月数	学特等月数	第３号月数	納付済等月数計	加入月数（基金）	加入期間（基金）	加入月数	加入期間	
								（　）	（　）			
国民年金被保険者期間における未納月数(※)				付加保険料納付月数（再掲）								

【 備 考 欄 】

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大３週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。ご容赦ください。

2010****************Z

「年金加入履歴」の表示項目について

「②加入制度」欄

・加入した年金制度を表示しています。
　◆国年 … 国民年金　　◆厚年 … 厚生年金保険　　◆船保 … 船員保険

「③お勤め先の名称等」欄

・「②加入制度」欄が「国年」の場合は、加入種別（下記参照）を表示しています。
・「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、勤務した会社（事業所）名または船舶所有者名を表示し、会社名または船舶所有者名が国のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。

＜加入種別＞

種　　別	該　　当　　者
第１号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険や共済組合等に加入しておらず、第３号被保険者でない方）の方
第２号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に加入している会社員や公務員の方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第３号被保険者	第２号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方

「④資格を取得した年月日」欄、「⑤資格を失った年月日」欄

・「④資格を取得した年月日」欄は、年金制度に加入した年月日を表示しています。
・「⑤資格を失った年月日」欄は、年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。

「⑥加入月数」欄

・「①番号」欄の各番号ごとの年金制度の加入月数を表示しています。
　被保険者の資格を失った月は、加入月数には算入されません。
　なお、現在加入中の年金制度については、作成日の前々月までの月数を表示しています。

「⑦国民年金」欄

・国民年金加入期間の内訳を表示しています。納付済月数には保険料を前納した月数も含みます。
・半額免除、３／４免除および１／４免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数を表示しています。
・学特等（学生納付特例、若年者納付猶予）を追納しなかった期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の期間を要するため、作成日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

「⑧厚生年金保険」欄、⑨「船員保険」欄

・「⑧厚生年金保険」欄は厚生年金保険加入期間、「⑨船員保険」欄は船員保険加入期間の内訳を表示しています。

＜加入月数と加入期間＞

・「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
・「加入期間」は、「⑧厚生年金保険」欄では坑内員、「⑨船員保険」欄では船員として加入した期間の加入月数を、昭和６１年３月までは４／３倍し、昭和６１年４月から平成３年３月までは６／５倍して表示しています（※坑内員または船員として加入した月がない方は、「加入月数」と「加入期間」は同じ月数になります）。
・厚生年金保険の加入年齢は、平成１４年４月より６５歳から７０歳に引き上げられています。

＜厚生年金基金＞

・「⑧厚生年金保険」欄のカッコ内には、厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。

「⑩年金加入期間合計」欄

・年金加入期間のうち、未納月数を除いた月数を表示しています。
　作成日時点の年金加入記録を基に表示しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況です。

裏面の標準報酬月額などに関する解説をご覧いただいたうえで、
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。

この「ねんきん定期便」は、平成　　年　　月　　日時点の年金加入記録に基づき作成しています。

※厚生年金基金加入期間については、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料）を除いて計算しています。
※旧３公社共済組合（JR、JT、NTT）および農林共済組合の統合日前の保険料納付額は、ハイフン（－）で表示しています。

※「年度」は、４月から翌年３月までを１年度として表します。　　例）平成２０年度 １月　→　平成２１年１月

※ブランク（空白）の月については、厚生年金保険に加入していない月となりますが、国民年金または共済組合等に加入している月の場合も、同様にブランク（空白）で表示されますので、『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、お客様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に勤務されていた会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、日本年金機構が管理している記録です。

１．標準報酬月額

標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金の額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額（※）に当てはめたものです。

（※）標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は６２万円、下限（最低額）は9万８千円となっています。
標準報酬月額の上限を超える、または下限を下回る報酬が支払われていたとしても、標準報酬月額は上限（６２万円）または下限（９万８千円）で決定しています。
標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）でご確認ください。

（１）標準報酬月額を決定する時期

- 標準報酬月額は、まず、入社した時に決定し、毎年、一定の時期の報酬（給与など）を基に、定期的に決定し直します。

＜定期的に決定する時期＞

平成14年度まで	**5月から７月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年１０月から適用します。**
平成15年度から	**4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。**

- また、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。
詳しくは、日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）の「ねんきん定期便に関するQ&A」でご確認ください。

（２）標準報酬月額の決定の基となる報酬

- 標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
- 報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

２．標準賞与額

平成１５年４月から、賞与からも（毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した）保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。
標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金の額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
なお、標準賞与額の上限（最高額）は１回１５０万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は１５０万円で決定しています（※）。

（※）平成7年４月から平成１５年３月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていましたが、これは、年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、年金額の計算の基とはならない（標準賞与額とはならない）ため、本紙の表面の「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

３．保険料の計算と納付

保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者で折半して納めることになっています（折半する際の１円未満の端数の取扱いについては、勤務されていた会社などによって異なるため、「ねんきん定期便」では１円未満の端数について、５０銭以下の場合は切り捨て、５０銭を超える場合は切り上げて表示しています。
また、被保険者が納める保険料は、一般的には事業主が報酬又は賞与から控除し、事業主がまとめて納めることになっています。
なお、平成７年４月から、育児休業中の保険料（被保険者本人が負担する部分のみ）が、平成２６年４月から、産休中の保険料が免除されていますので、本紙の表面の「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

これまでの国民年金保険料の納付状況です。
表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。
（裏面の解説もご覧ください。）

この「ねんきん定期便」は、平成　　年　　月　　日時点の年金加入記録に基づき作成しています。

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大３週間程度かかることがあるため、「未納」と　表示されている場合があります。

※直近の納付状況をご確認いただく場合は、恐れ入りますが「ねんきんネット」や「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」などでご確認ください。

※「年度」は、４月から翌年３月までを１年度として表します。　　例）平成２０年度 １月　→　平成２１年１月

年度	納付済月数等の内訳				⑤ 未納	月別納付状況											
	① 納付	② 免除	③ 学生納付特例等	④ 計		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※昭和５１年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「＊＊＊」が表示されます。

国民年金保険料の納付状況の見方

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大３週間程度かかることがあるため、「未納」と　表示されている場合があります。
※直近の納付状況をご確認いただく場合は、恐れ入りますが「ねんきんネット」や「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」などでご確認ください。

「納付済月数等の内訳」欄

年度別に次の月数を表示しています。

「①納付」欄 ……………… 国民年金保険料を納めた月数、または第３号被保険者の月数です。

「②免除」欄 ……………… 国民年金保険料が全額免除された月数および半額免除、３／４免除、１／４免除され、残りを納めた月数です（※１）。

「③学生納付特例等」欄 … 学生納付特例や若年者納付猶予が認められた月数です（※２）。

「④計」欄 ………………… ①～③の合計月数です。

「⑤未納」欄 ……………… 国民年金保険料を納めていない月数です（半額免除、３／４免除、１／４免除され、残りを納めていない月数を含みます）。

（※１）半額免除制度は平成１４年４月から、３／４免除および１／４免除の多段階免除制度は平成１８年７月から実施しています。

（※２）学生納付特例制度は平成１２年４月から、若年者納付猶予制度は平成１７年４月から実施しています。なお、これらの制度に関し、後日、保険料を追納しなかった期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。 （国民年金保険料が免除または猶予された後に追納した場合も含みます。）
未納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。
／	国民年金に加入していない期間の表示です。 厚生年金保険または共済組合等に加入している場合も同様に表示されます。
３号	国民年金第３号被保険者である期間の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めている期間の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納めていない期間の表示です。※
３／４免	国民年金保険料の納付が３／４免除されていて、残りの１／４の保険料を納めている期間の表示です。
３／４未	国民年金保険料の納付が３／４免除されているが、残りの１／４の保険料を納めていない期間の表示です。※
１／４免	国民年金保険料の納付が１／４免除されていて、残りの３／４の保険料を納めている期間の表示です。
１／４未	国民年金保険料の納付が１／４免除されているが、残りの３／４の保険料を納めていない期間の表示です。※
学特等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付加	付加保険料を納めている期間の表示です。

※「未納」のほか、「半未」、「３／４未」、「１／４未」については、未納期間です。

年金加入記録の確認の流れ

ご不明な点がある場合は、「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」にお電話ください。

お知らせした年金加入記録を十分にご確認ください。

・「ねんきん定期便」の見方は、2～7ページをご覧ください。

「もれ」や「誤り」が**ある**

「もれ」や「誤り」が**ない** → ご回答いただく必要はありません。

「年金加入記録 回答票」を記入してください。

・記入方法は「年金加入記録 回答票」の裏面をご覧ください。
・すでに年金記録確認第三者委員会へ申立てしている内容については、あらためて「年金加入記録 回答票」を記入していただく必要はありません。

↓

「年金加入記録 回答票」を返送してください。

・同封の返信用封筒に「年金加入記録 回答票」を入れ、ポストに投函してください。

↓

日本年金機構において年金加入記録の調査・確認を行います。

・申し訳ありませんが、調査・確認の結果をお送りするまでに相当期間がかかりますことをご容赦ください。

↓

年金加入記録の統合（確認完了）

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』

ナビダイヤル **0570-058-555**

※050から始まる電話でおかけになる場合は、
03-6700-1144（一般電話）にお電話ください。

【受付時間】月～金曜日：午前９：００～午後７：００
第２土曜日：午前９：００～午後５：００
※祝日（第２土曜日を除く）、１２月２９日～１月３日は、ご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話など）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようにご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元にこのお知らせが届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっています。週の後半と月の後半はつながりやすくなっていますので、どうぞご利用ください。

2010***************Z

「ねんきん定期便」パンフレット（老齢年金受給者の方用）

このパンフレットや同封の「ねんきん定期便」は、大切に保管しておいてください。

日本年金機構からのお願いです。

Ⅰ ご自身の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

○これまで、皆様に「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨ご回答いただいた方のうち、多くの方の年金加入記録が回復しています。

○お勤めされていた期間が短期間であっても、それが年金の受け取りに結び付く可能性があります。

○さらに、将来、老齢年金の受け取りに必要な年金加入期間が２５年（３００月）から１０年（１２０月）に短縮することが予定されています。

○ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、この「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録 回答票」にてご回答いただきますようお願いします。

Ⅱ ねんきん特別便等に未回答の皆様へ

○年金記録問題の解決に向け、これまで、皆様に年金記録をご確認いただくために、下の表に記載しているお知らせをお送りしました。

○これらのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨ご回答いただいた方のうち、多くの方の年金加入記録が回復しています。

○まだ、ご回答いただいていない方は、ぜひ、この「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録 回答票」にてご回答いただきますようお願いします。

お送りしたお知らせ	対象者
「ねんきん特別便」（水色または黄緑色の封筒）	年金に加入している方および加入していた方
「年金記録の確認のお知らせ」（黄色の封筒）	未統合記録の持ち主と思われる方

Ⅲ 年金加入記録に国民年金の第３号被保険者記録をお持ちの皆様へ

○国民年金の第３号被保険者の期間として記録されている期間であっても、配偶者が厚生年金保険等の資格を喪失していた期間やお客様ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間は、国民年金の第１号被保険者への種別変更の届出が必要です。種別変更の手続き先は、住所地の市（区）町村国民年金担当窓口となりますので、忘れずに届出ください。

○年金請求時の年金記録確認の際に種別変更の届出もれが判明した場合には、さかのぼって年金記録を訂正することとなり、受け取る年金が減額される場合がありますので、届出もれのないよう、きちんと手続きを行ってください。

※国民年金の第３号被保険者とは、厚生年金保険・共済年金加入者に扶養される配偶者のことです。

「ねんきん定期便」の見方

1．これまでの年金加入期間

「国民年金 第１号被保険者」欄

◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※３／４免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除された残りの保険料を納めている場合に納付済月数に含まれます。

◆国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間は、合算対象期間として取り扱われます。

◆保険料を前納している期間は、納付済月数に含まれます。

「国民年金 第３号被保険者」欄

◆現在、第３号被保険者の期間として記録されている月数を表示しています。
※昭和６１年４月以降の期間で、かつサラリーマン（厚生年金保険の被保険者または共済組合等の組合員）の被扶養配偶者であって、原則として年収１３０万円未満の方が第３号被保険者に該当します。

≪種別変更の届出のお願い≫

◆第３号被保険者の期間として記録されている期間であっても、配偶者が厚生年金保険の被保険者または共済組合等の組合員の資格を喪失していた期間やお客様ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた場合は、第１号被保険者に該当しますので、実際とは異なる場合があります。
※配偶者が厚生年金保険の被保険者または共済組合等の組合員であっても、６５歳以上（年金を受ける権利がある方）である場合は第１号被保険者に該当します。

◆第１号被保険者に該当する場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに届出ください。
※すでに第１号被保険者への種別変更を届出されている場合であっても、この「ねんきん定期便」の作成日までに記録への反映が間に合わなかったため、「ねんきん定期便」の表示が異なっている場合もあります。

◆第３号被保険者の届出が遅れた場合、２年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていましたが、平成１７年４月から「第３号被保険者の特例届出」を提出することにより、２年以上経過した期間についても「保険料納付済期間」となり、 老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっています。　届出の有無などをご確認いただく場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

ねんきん定期便

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505　東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

照会番号	

（お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。）

この「ねんきん定期便」は、
平成　　年　　月　　日時点の
年金加入記録に基づき作成しています。

「これまでの年金加入期間」です。
※このお知らせの見方は、パンフレットの２～３ページをご覧ください。

1．これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間　合計（未納月数を除く）
第１号被保険者（未納月数を除く）	第３号被保険者	国民年金　計（未納月数を除く）			
月	月	月	月	月	月

（参考）これまでの保険料納付額

（1）国民年金（第１号被保険者期間の保険料納付額）	円
（2）厚生年金保険（厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額）	円
これまでの保険料納付額【（1）＋（2）】	円

表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。
※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。
※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※このマークは、音声コードです。目の不自由な方には、お一人おひとりの年金加入記録に関する情報を音声で聞くことができます。

C－1

2010***************Z

（参考）これまでの保険料納付額

（１）国民年金（第１号被保険者期間の保険料納付額）

◆次の①～③の前提で、加入期間当時の保険料額を基に計算しています。

①付加保険料の納付額を含めて計算しています。

②保険料を前納している場合は割引額を控除して、保険料を追納している場合は加算額を加算して計算しています。

③３／４免除など、保険料の一部が免除されている場合は、免除された残りの保険料額を基に計算しています。

（２）厚生年金保険（厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額）

◆次の①～③の前提で、加入期間当時の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算しています。

①被保険者負担分のみを計算しています。
※厚生年金保険の保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています（被保険者負担分の保険料は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます）。
※折半する際の１円未満の端数の取扱いは、勤務されていた会社などによって異なるため、「ねんきん定期便」では１円未満の端数について、５０銭以下の場合は切り捨て、５０銭を超える場合は切り上げて表示しています。

②厚生年金基金に加入している期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いて計算しています。

③育児休業期間中の保険料（平成７年４月から被保険者負担分を免除。平成１２年４月から事業主負担分も免除）および産前産後休業期間中の保険料（平成２６年４月から）が免除されていますので、これらの期間の保険料を除いて計算しています。

年金記録確認のチェックポイント

ア	年金加入履歴を表示している前の期間
イ	空いている期間
ウ	年金加入履歴を表示している後の期間

ア イ ウ の期間（共済組合等の加入記録を除く）は、特にご確認いただきたいポイントです。

以下の項目に該当するような場合は、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間働いていなかった	☑学生であったが国民年金に加入していた。 ☑夫（妻）の扶養家族であったが、国民年金に加入していた（昭和６１年３月以前に限ります）。
この期間働いていた	☑退職後、結婚し姓が変わった。 ☑いろいろな名前の読み方がある。 ☑事情があって本名とは異なる名前で勤めた（異なる名前で記録されている可能性があります）。 ☑事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた（異なる生年月日で記録されている可能性があります）。 ☑転職のたびに年金手帳が発行された（年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります）。 ☑同じ会社（グループ）内で転勤や出向を繰り返していた。 ☑勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。 ☑試用期間中に退職した。 ☑保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

心当たりのある方は、思い当たる内容について、同封の「年金加入記録 回答票」に記入し、返信用封筒で返送していただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

「これまでの『加入履歴』です。」の見方

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
（裏面の解説もご覧ください。）

この「ねんきん定期便」は、平成　年　月　日時点の年金加入記録に基づき作成しています。

表示している年金加入期間や年金見込額には、共済組合等における加入記録は反映されていません。
※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により加入記録の整備を行っているところです。
※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※このお知らせの見方は、パンフレットの４～５ページをご覧ください。

	①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
ア	1	厚年	厚生年金保険	平成 4. 4. 1	平成 5.10. 1	18
			(基金加入期間	平成 4. 4. 1	平成 5.10. 1	)
	2	国年	第１号被保険者	平成 5.10. 1	平成 7. 4. 1	18
イ			(空いている期間があります。			)
	3	厚年	東京株式会社	平成 7.10. 1	平成16. 4. 1	102
	4	国年	第３号被保険者	平成16. 4. 1		120
ウ						

⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計（未納月数を除く）
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	４分の３免除月数	４分の１免除月数	学特等月数	第３号月数	納付済等月数計	加入月数（基金）	加入期間（基金）	加入月数	加入期間	
14	0	0	0	0	0	120	134	120	120	0	0	254
国民年金被保険者期間における未納月数(※)			4	付加保険料納付月数（再掲）			0	(18)	(18)			

【備考欄】

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大３週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。ご容赦ください。

C－３　／

2010***************Z

第３号被保険者の表示

◆２～３頁の「1．年金加入期間」の第３号被保険者に関する説明をご覧ください。

◆現在、第３号被保険者の期間として記録されている内容を表示していますが、実際には第１号被保険者に該当している場合、第１号被保険者への種別変更の届出が必要となります。

◆第１号被保険者への種別変更の届出が遅れた場合、２年以上経過した期間は「保険料未納期間」となりますが、平成２５年７月から、この「保険料未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました。
※「受給資格期間」への算入には届出が必要です。
詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

「③お勤め先の名称等」欄

◆国のコンピュータにお勤め先の名称が登録されていない場合は、「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

◆厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

◆ただし、厚生年金基金が代行返上（厚生年金基金が国に代わって行っていた給付事務を国に返上）した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

≪厚生年金基金に関するお問い合わせ≫

◆**「厚生年金基金の加入期間が１０年未満」**で脱退された方
⇒企業年金連合会（年金相談室）　0570-02-2666（ナビダイヤル）
※050から始まる電話、または070-5＊＊＊、070-6＊＊＊から始まる電話（PHS）でおかけになる場合は、03-5777-2666 にお電話ください。

◆**「厚生年金基金の加入期間が１０年以上」**で脱退された方
「現在加入中」の方
⇒お勤め先（または当時のお勤め先）が加入している厚生年金基金にお問い合わせください。

「⑥加入月数」欄

◆「③お勤め先の名称等」欄が「第１号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。

「⑤資格を失った年月日」欄

◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。
※現在加入中の場合は、空欄となります。

国民年金の加入期間の月数

◆国民年金の第１号被保険者の期間のうち、保険料を納めていない期間の月数は、「国民年金被保険者期間における未納月数(※)」欄に表示しています。